

産 業 厚 生 常 任 委 員 会 資 料

平成 29 年 2 月 21 日

ま ち ・ 農 整 備 部

目 次

地域整備課

住宅取得支援制度について ……資料 1

空き家活用支援制度について ……資料 2

国営土地改良事業 加古川西部地区の事業別負担割合について ……資料 3

加古川整備推進室

加古川河川改修について

大門橋周辺河川改修について ……資料 4－1

滝野地区河川改修について ……資料 4－2

現場視察

住宅取得支援制度について

【趣旨】

加東市に移住または定住しようとする働く世代の住宅取得費用を助成し、定住人口の増加を目指します。

あわせて、子育て世帯や地元業者と契約した世帯に対して上乗せ補助を行い、子育て世代への支援と地域の活性化を図ります。

【事業内容】

主な補助要件および補助金の額

(1) 働く世代住宅取得支援補助… 20万円

- ① 世帯全員の所得金額の合計が400万円以下であること。
- ② 住宅取得予定者が39歳以下であること。
- ③ 取得費用（改修費含む。）が500万円以上であること。
- ④ 補助金交付後、取得した住宅に居住すること。

(2) 子育て世代応援上乗せ補助… 20万円

- ① 働く世代住宅取得支援補助対象者であること。
- ② 18歳未満の者及び父母（いずれか一方である場合を含む。）を世帯の構成員に含むこと。

(3) 地元業者上乗せ補助… 10万円

- ① 働く世代住宅取得支援補助対象者であること。
- ② 戸建住宅を加東市内の業者（加東市内に事業所又は支店がある業者を含む。）と契約し、取得又は改修工事を行った者。

子育て世代が、市内の業者と契約し、加東市内に住宅を取得（新築又は購入）した場合、(1)・(2)・(3)合わせて最大50万円を補助します。

空き家活用支援制度について

【趣旨】

空き家ストックを有効活用し、管理者不在の空き家の発生を抑制するとともに地域の活性化を図るため、空き家を改修し利用しようとする者に対し改修費の一部を助成します。

現行の兵庫県の空き家活用支援事業では、社地域の市街化区域が対象となっておりません。（社地域の市街化区域が対象となるのは市が県事業に随伴した場合のみ。）

対象となっていない社地域の市街化区域を補助対象とし、空き家の改修者が市内全域において同額の補助を受けることができるようにします。

（社地域の市街化区域…新規事業、その他の地域…県単独事業）

【事業内容】

1 補助対象となる要件

- （1） 空き家バンク（仮）に登録され、空き家になって6か月以上経過した物件を改修し、利活用すること。
- （2） 改修後、10年以上住宅または事業所として活用すること。

2 補助対象経費および補助限度額

- （1） 補助対象経費
工事費…空き家の機能回復修繕費（水回り改修・雨漏り修繕等）
移転費…空き家へ移転するための引越し費用

(2) 補助限度額

① 【住宅型】社地域の市街化区域以外（※県単独事業）

補助限度額	通常	若年世帯・子育て世帯※ (新規)
工事費に対する限度額	100万円（県費） 工事費の1／3	150万円（県費） 工事費の1／2
移転費に対する限度額	10万円（県費）	10万円（県費）
補助限度額 合計	110万円	160万円

② 【住宅型】社地域の市街化区域（※新規事業）

補助限度額	通常	若年世帯・子育て世帯※
工事費に対する限度額	100万円 (県50、市50) 工事費の1／2	150万円 (県75、市75) 工事費の2／3
移転費に対する限度額	10万円（県費）	10万円（県費）
補助限度額 合計	110万円	160万円

※若年世帯：夫婦の満年齢の合計が80歳未満、子育て世帯：高校卒業までの子がいる世帯

③ 【事業所型】社地域の市街化区域以外（※県単独事業）

補助限度額	通常
工事費に対する限度額	100万円（県費） 工事費の1／3
移転費に対する限度額	10万円（県費）
補助限度額 合計	110万円

④ 【事業所型】社地域の市街化区域（※新規事業）

補助限度額	通常
工事費に対する限度額	100万円 (県50、市50) 工事費の1／2
移転費に対する限度額	10万円（県費）
補助限度額 合計	110万円

国営土地改良事業 加古川西部地区事業別市町負担について

加古川西部土地改良区では、基幹水利施設ストックマネジメント事業及び県営かんがい排水事業を活用し、施設の長寿命化等を図るため、平成30年度に事業着手する予定です。

事業に伴う各市町の負担割合が、以下のとおり決定しました。

(1) 直轄管理区間（総合管理）

総合管理施設（糍屋ダム、高田頭首工（杉原川揚水機場）、大屋頭首工、赤坂頭首工、柳頭首工、大幹線水路、西幹線水路、仕出原川分木工、東西分木工、畑分木工等）は、加古川西部地区全体市町へ送水するための国営関連施設であるため、各市町負担は現行の総合管理事業負担面積割合に基づく負担とする。

＜直轄管理区間（総合管理）の面積割合＞

市町名	加西市	小野市	加東市	姫路市	西脇市	多可町	計
面積(ha)	3,226	160	140	12	72	107	3,717
割合	86.8%	4.3%	3.8%	0.3%	1.9%	2.9%	100.0%

(2) 直轄管理区間（西脇市・多可町の単独施設）

西脇市と多可町の受益地に放流する単独施設である野間川分木工（φ450 電動バタフライバルブ、接続管 4.0m）、大和川分木工（φ100 手動スライドゲート）に係る市町負担は、関係する西脇市・多可町のみで負担し、下流域の加西市、小野市、加東市、姫路市は負担しない。

＜直轄管理区間（多可町・西脇市）の面積割合＞

市町名	西脇市	多可町	計
面積(ha)	72	107	179
割合	40.2%	59.8%	100.0%

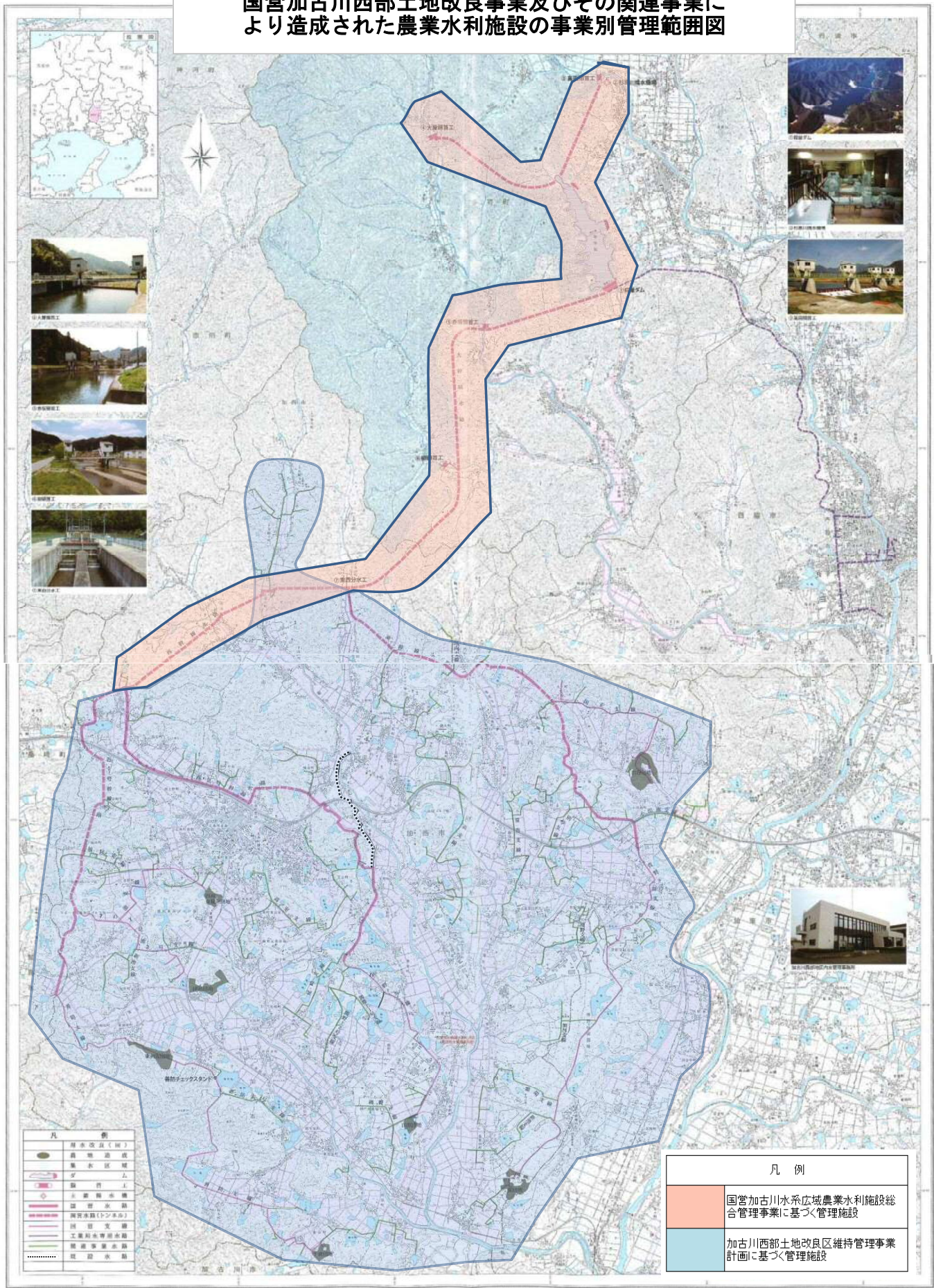
(3) 改良区管理区間

直轄管理以外の区間は加西市、小野市、加東市、姫路市の各受益地へ送水する施設であるため、4市の受益面積割合による負担とする。

＜改良区管理区間の面積割合＞

市町名	加西市	小野市	加東市	姫路市	計
面積(ha)	3,226	160	140	12	3,538
割合	91.2%	4.5%	4.0%	0.3%	100.0%

国営加古川西部土地改良事業及びその関連事業により造成された農業水利施設の事業別管理範囲図



■加古川河川改修について

大門橋周辺河川改修について

近畿地方整備局 姫路河川国道事務所

1. 事業実施の経緯
2. 河川改修の目標
3. 大門橋付近の断面図
4. 今後の進め方

1. 事業実施の経緯

○平成16年の台風23号では、浸水被害が大きい地域でした。



2. 河川改修の目標

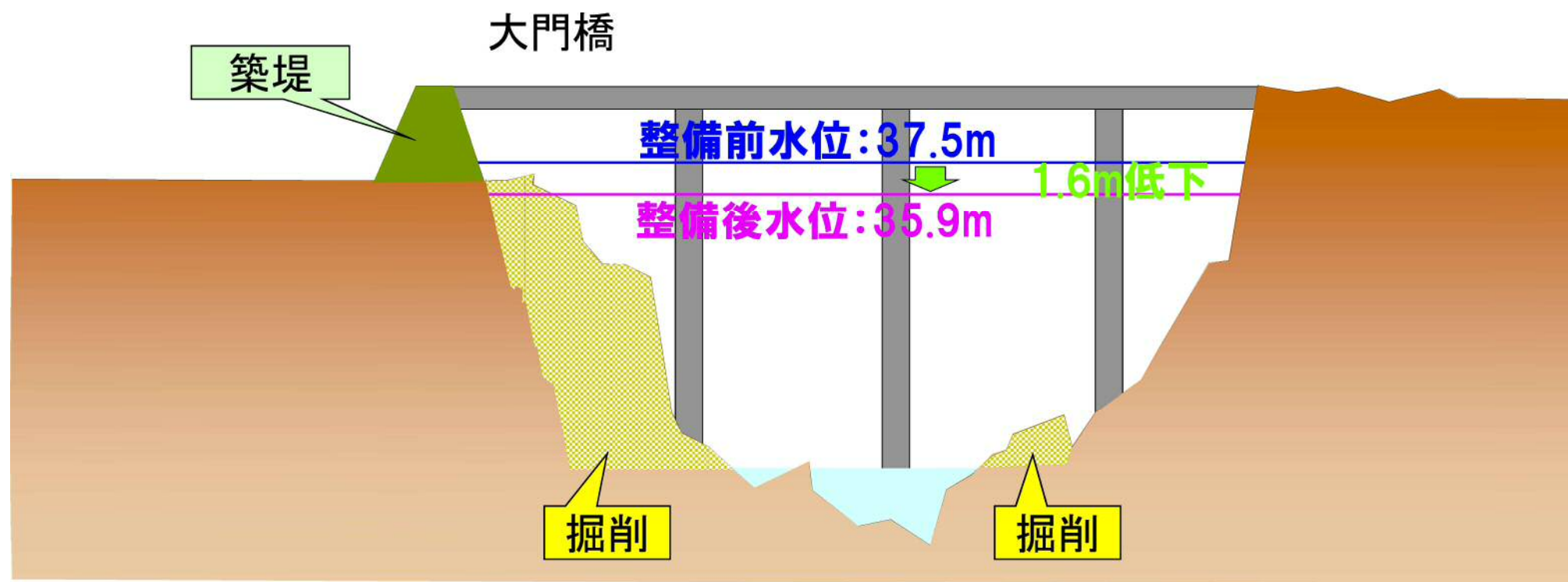
-3-

○平成25年より30年間で、平成16年の台風23号と同規模の雨を流せるようにします。



3. 大門橋付近の断面図

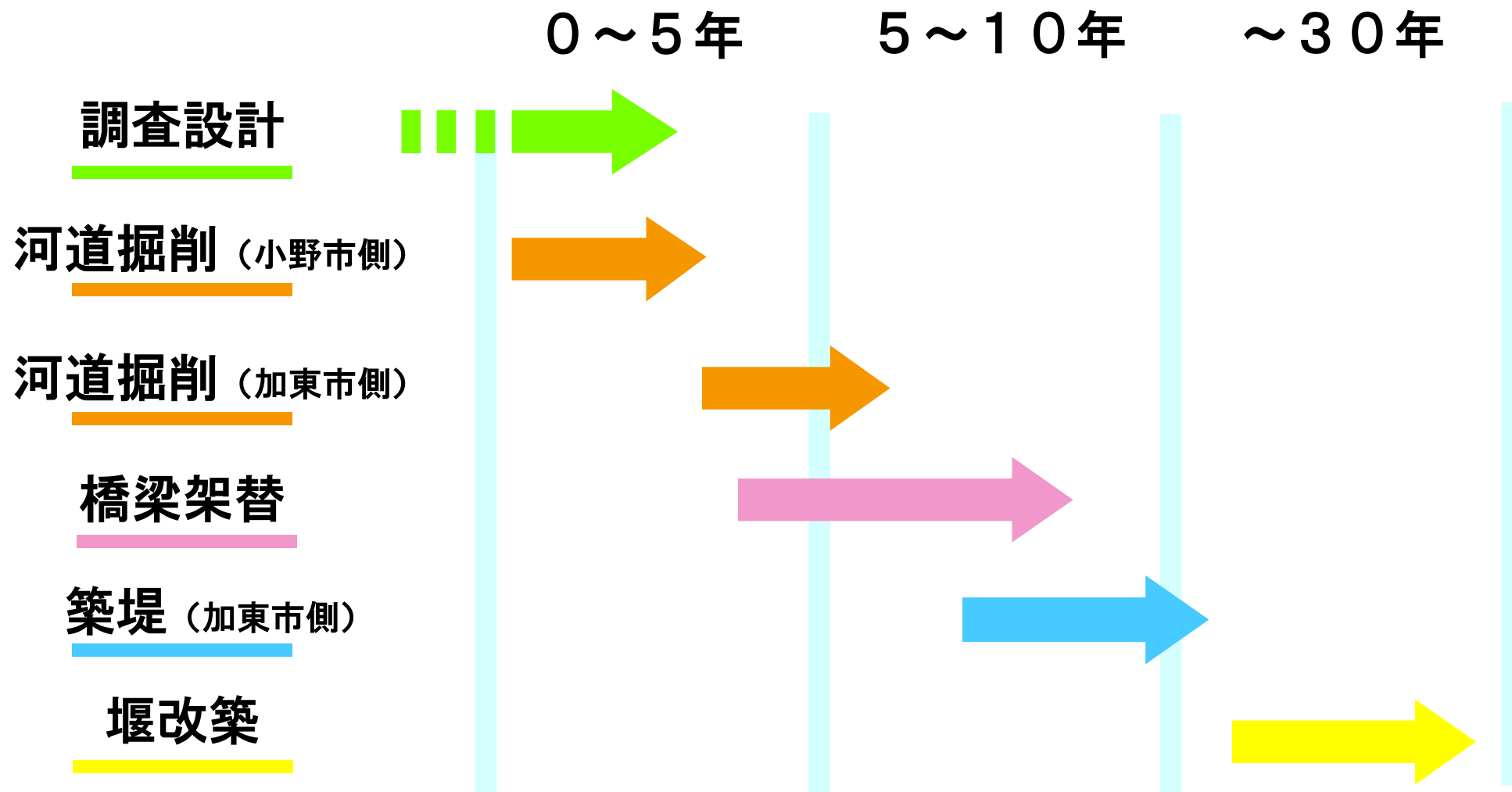
○整備計画の前半で、大門橋の架替え及び河道掘削・築堤を実施します。



4. 今後の進め方

-5-

○今年度から大門橋架替の測量設計及び河道掘削（小野市側）を始めます。



事業の進捗状況により、前後する場合があります。

■加古川河川改修について

滝野地区河川改修について

近畿地方整備局 姫路河川国道事務所

○目次

1. 事業実施の経緯
2. 河川改修の目標
3. 上下流バランスに配慮した整備
4. 段階的な整備（各地区）
5. 事業の流れ
6. 各地区の今後の進め方
7. 滝見橋架替の概要

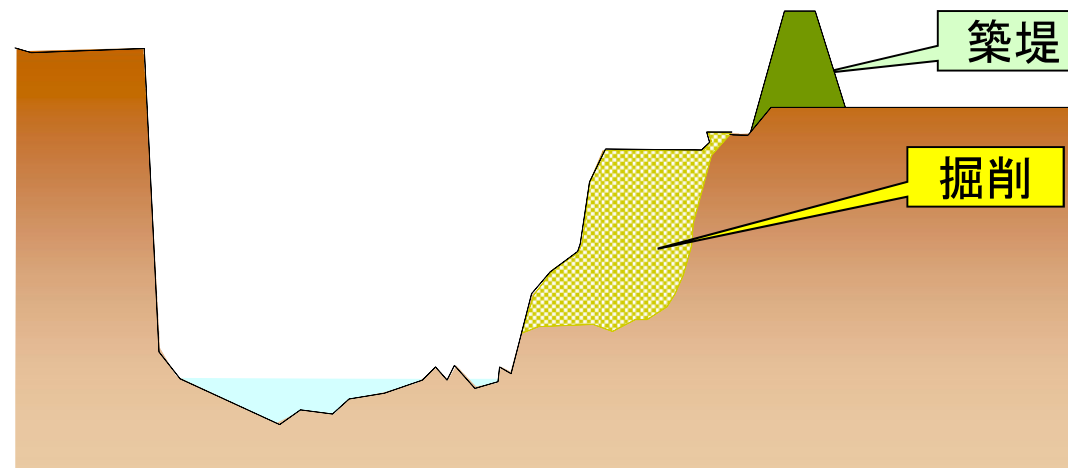
1. 事業実施の経緯

- 平成16年の台風23号では、加古川沿川で最も浸水被害が大きい地域でした。
- 加東市や各地区長から河川改修の要望を頂きました。



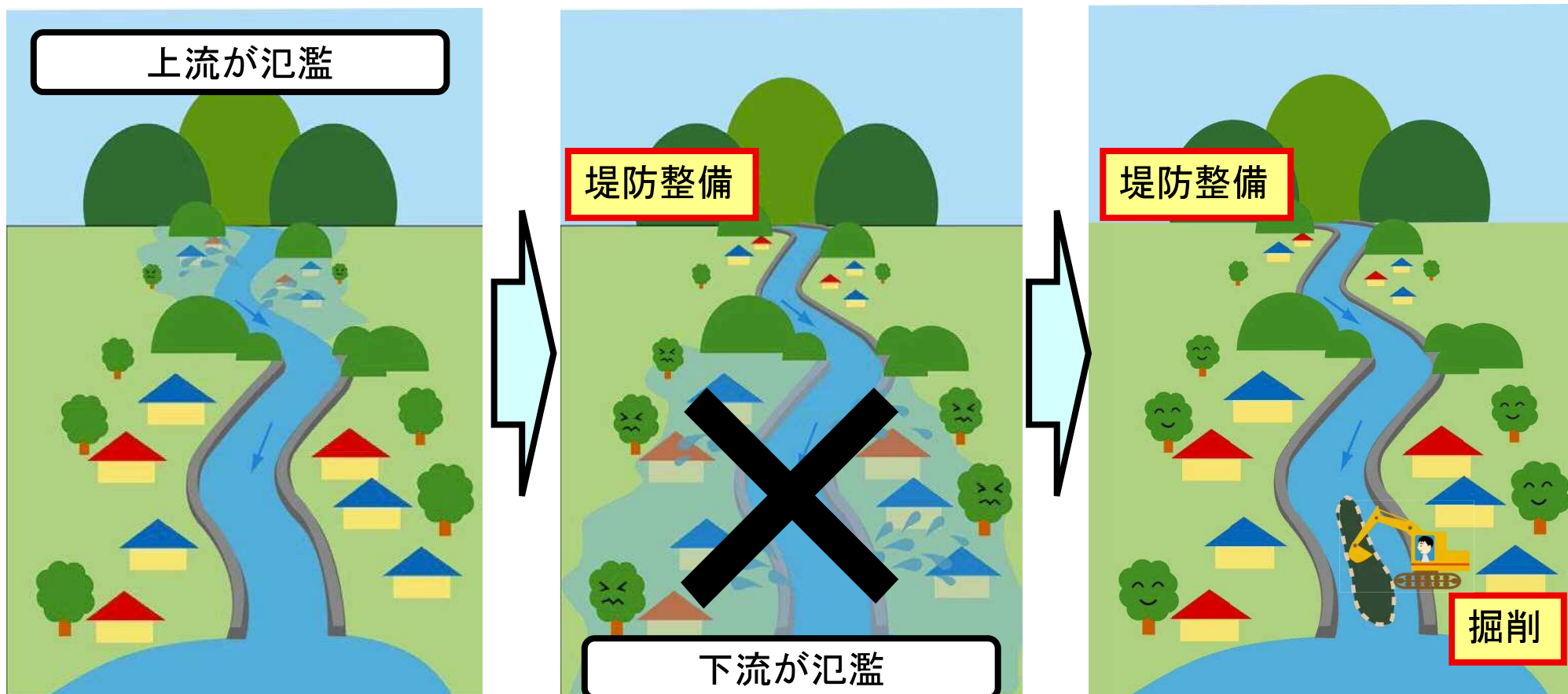
2. 河川改修の目標

○平成25年より30年間で平成16年の台風23号と同規模の雨を流せるようにします。



3. 上下流バランスに配慮した整備

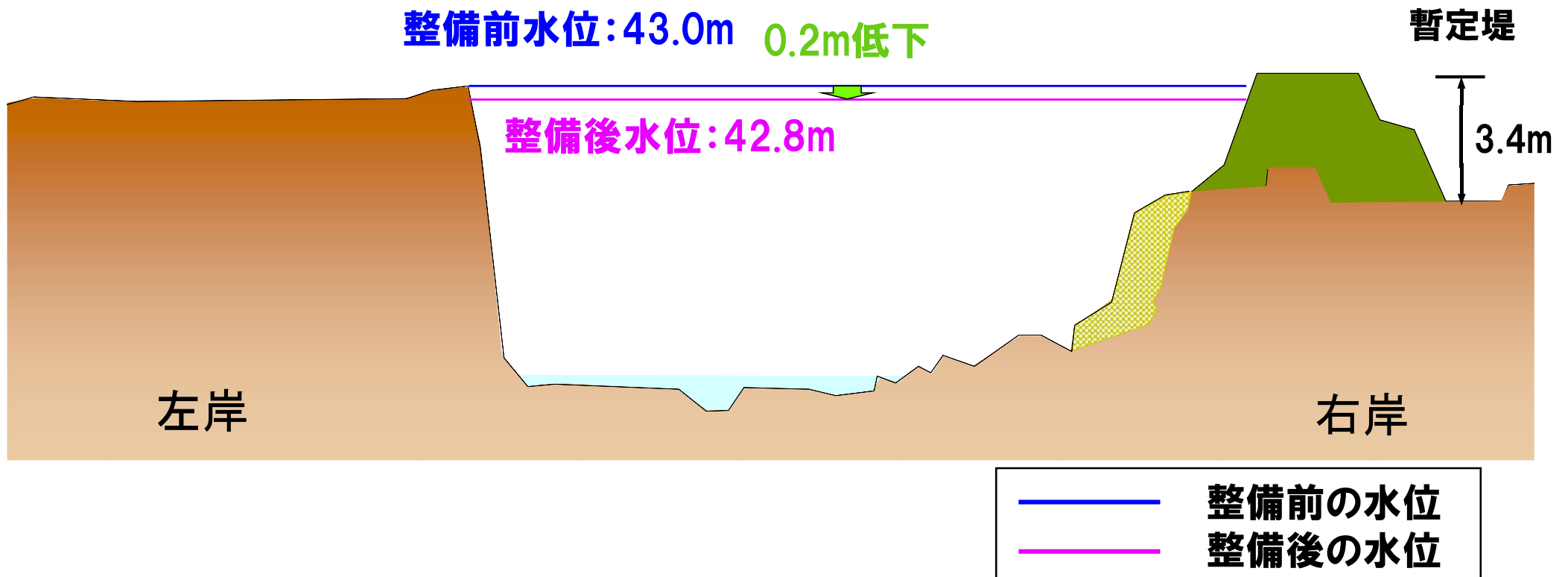
○上流から下流にうまく流れるようにバランスを考えながら進めていきます。



上流の整備が下流域に悪影響を及ぼさないようにします。

4. 段階的な整備について（河高地区）

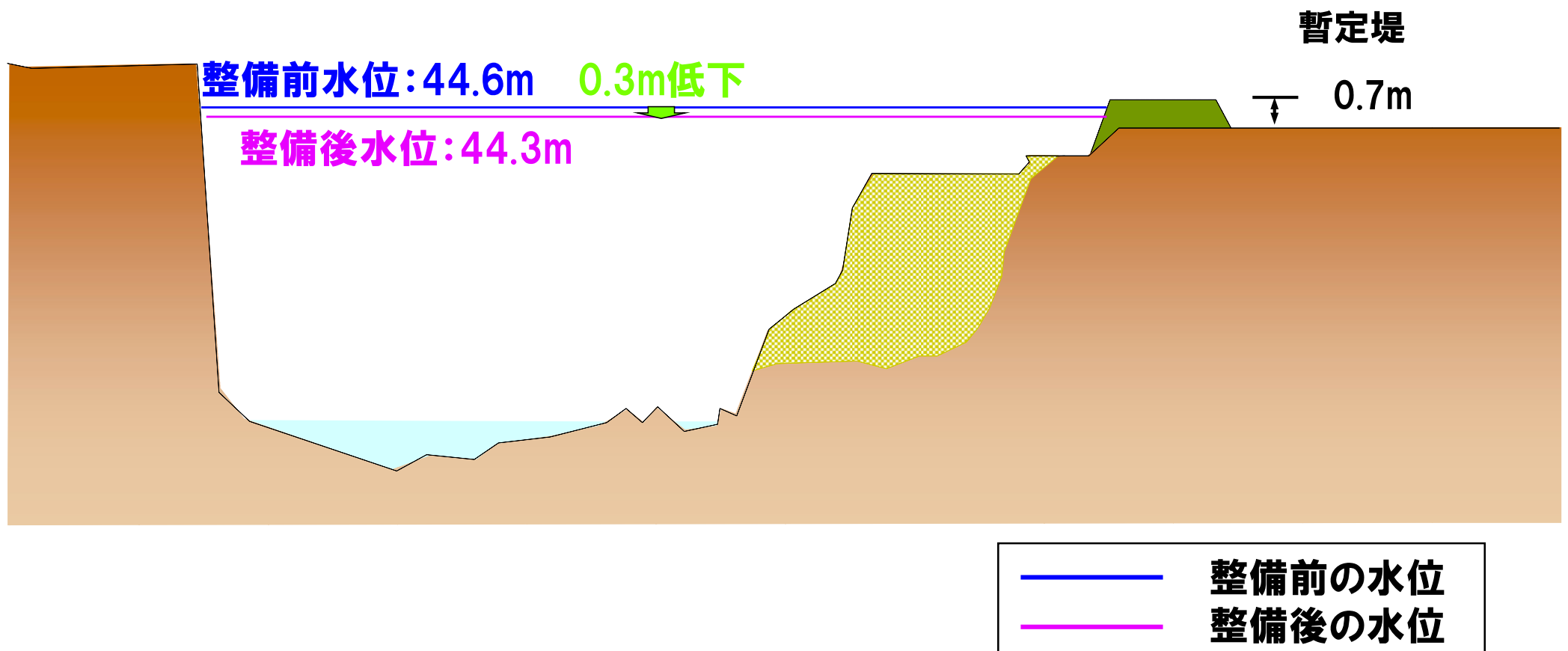
- 河床掘削により、水位を約0.2m低下させます。
- 高さ約3.4mの暫定的な堤防を整備します。



左岸と同じ程度の高さにします

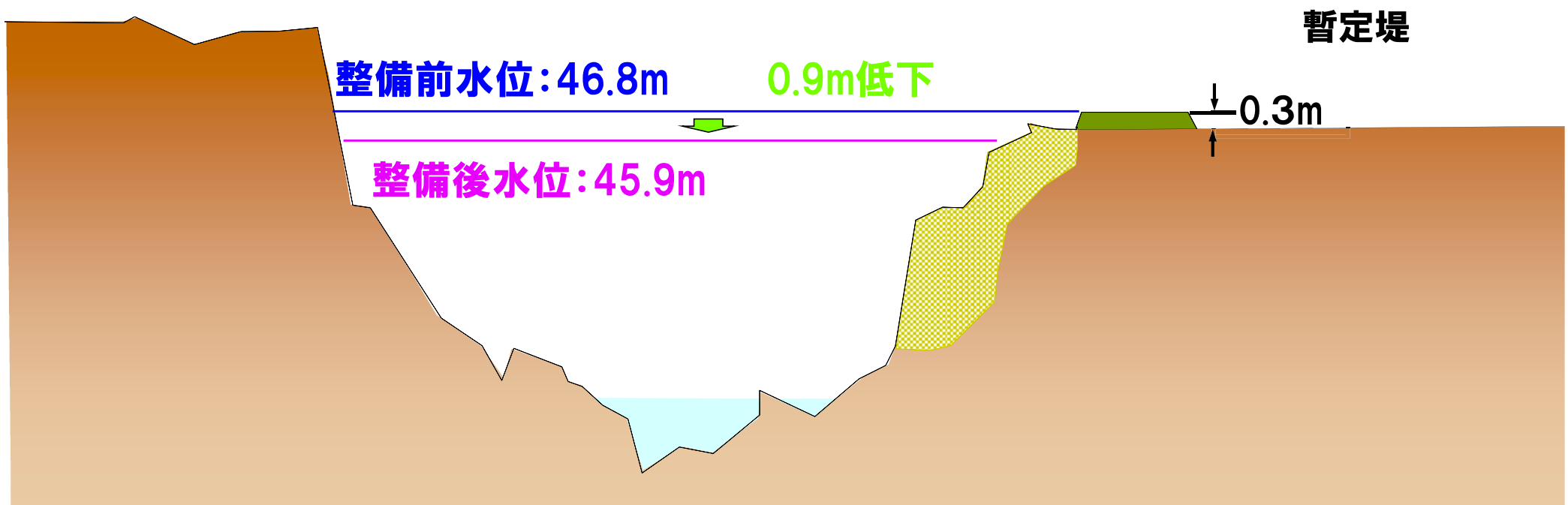
4. 段階的な整備について（下滝野地区）

- 河床掘削により、水位を約0.3m低下させます。
- 高さ約0.7mの暫定的な堤防を整備します。



4. 段階的な整備について（上滝野地区）

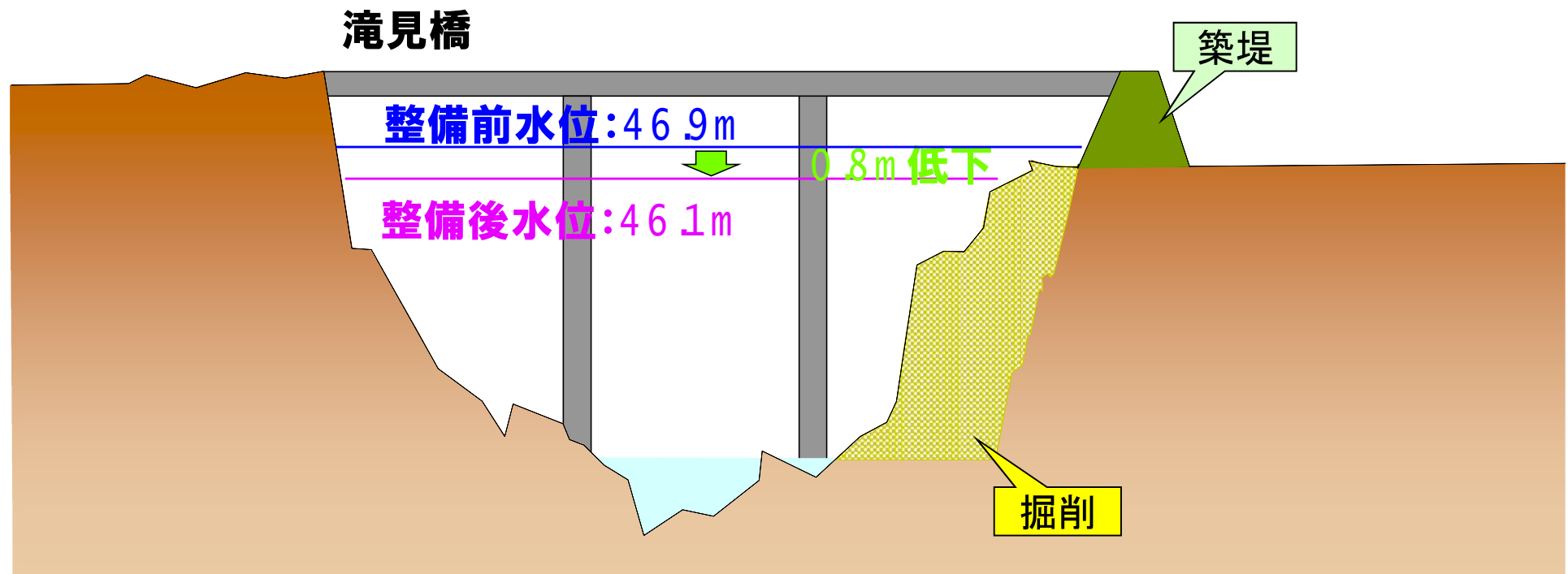
- 河床掘削により、水位を約0.9m低下させます。
- 高さ約0.3mの暫定的な堤防を整備します。



—— 整備前の水位
—— 整備後の水位

4. 段階的な整備について（滝見橋）

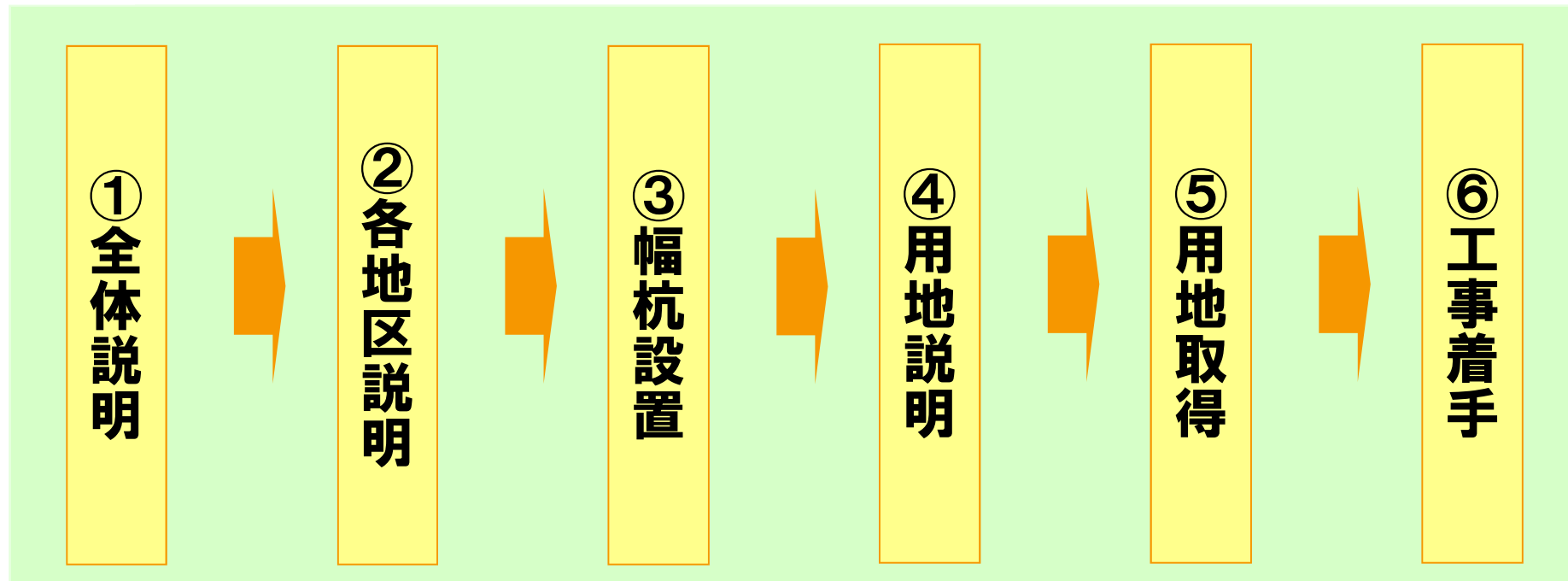
○滝見橋の架け替え及び河道掘削・築堤を実施し、水位を約0.8m低下させます。



— 整備前の水位
— 整備後の水位

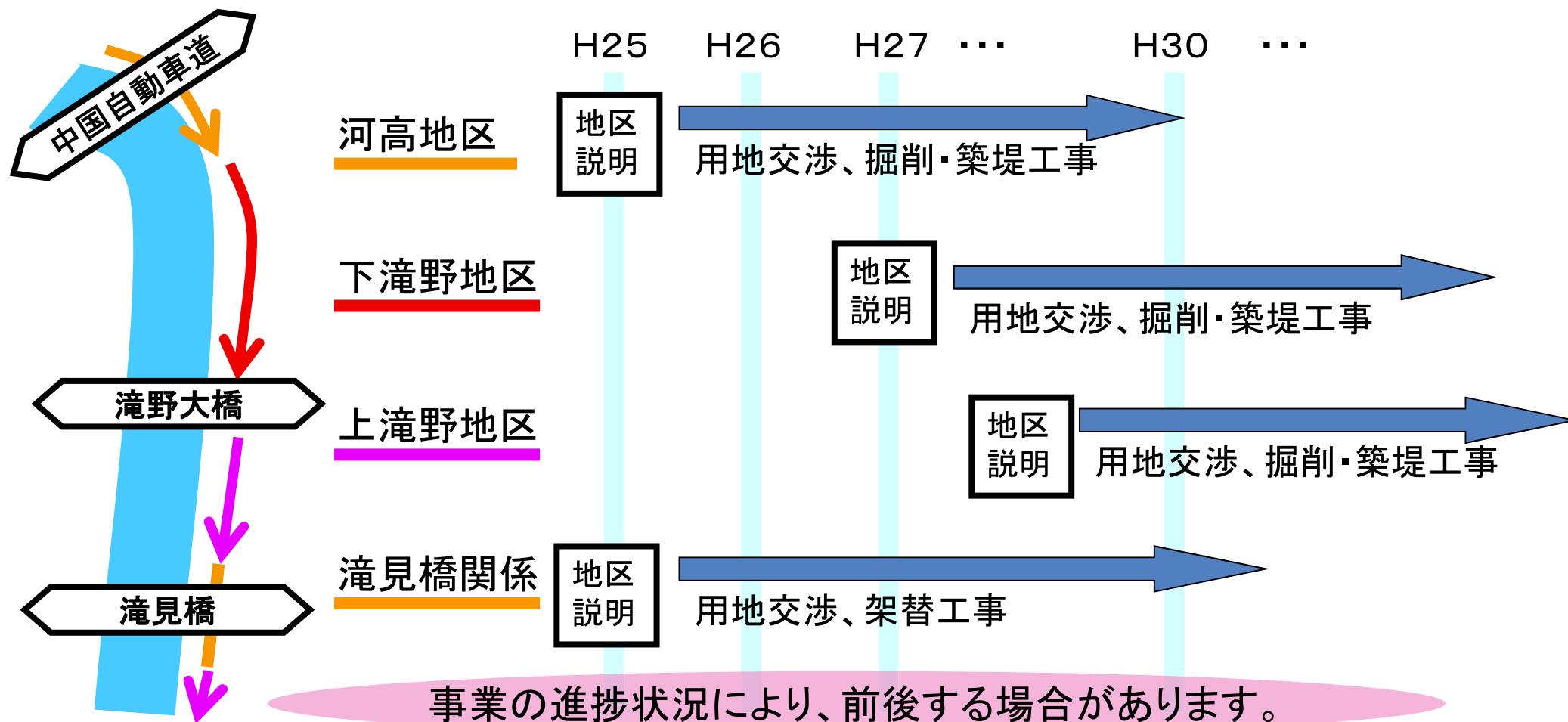
5. 事業の流れ

- ①河川改修の目的・内容について関係する皆様に説明を実施
- ②各地区でより詳細な事業の説明を実施
- ③事業に必要な用地の確認と、用地測量のための幅杭を設置
- ④地権者に対して、個別に用地取得に必要な説明を実施
- ⑤地権者と契約後に、用地を取得
- ⑥河川改修工事に着手



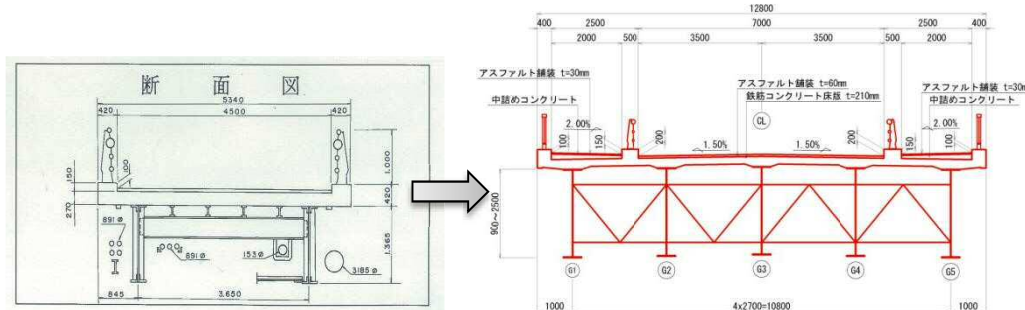
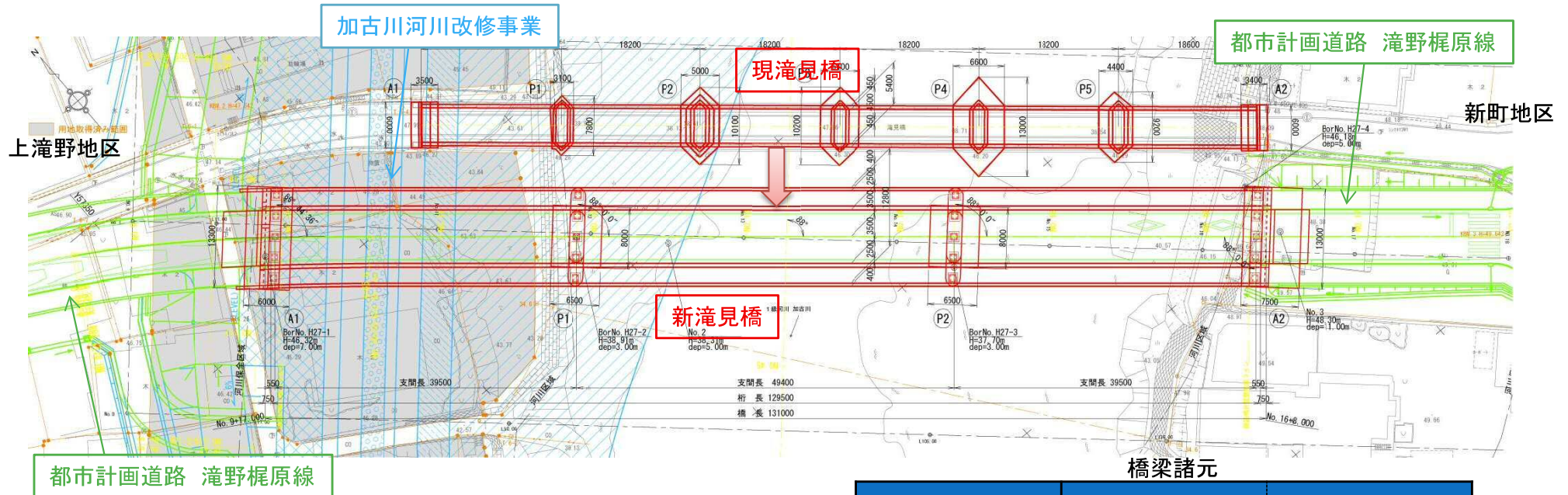
6. 各地区の今後の進め方

- ①上下流バランスを考えながら、河高地区から着手しました。
滝見橋の架替工事に影響のある住家も着手しました。
- ②平成27年に下滝野地区に着手しました。
- ③平成29年に上滝野地区に着手します。（予定）



7. 滝見橋架替の概要

- 現滝見橋の直下流に架け替えます。
- 幅員を4.5mから12.0mに拡幅し、両側に歩道を設置します。
- 河川改修に合わせ、橋長を109mから131mに延長し、路面高は約2～4m高くなります。

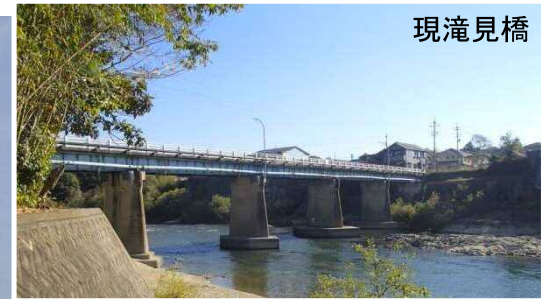
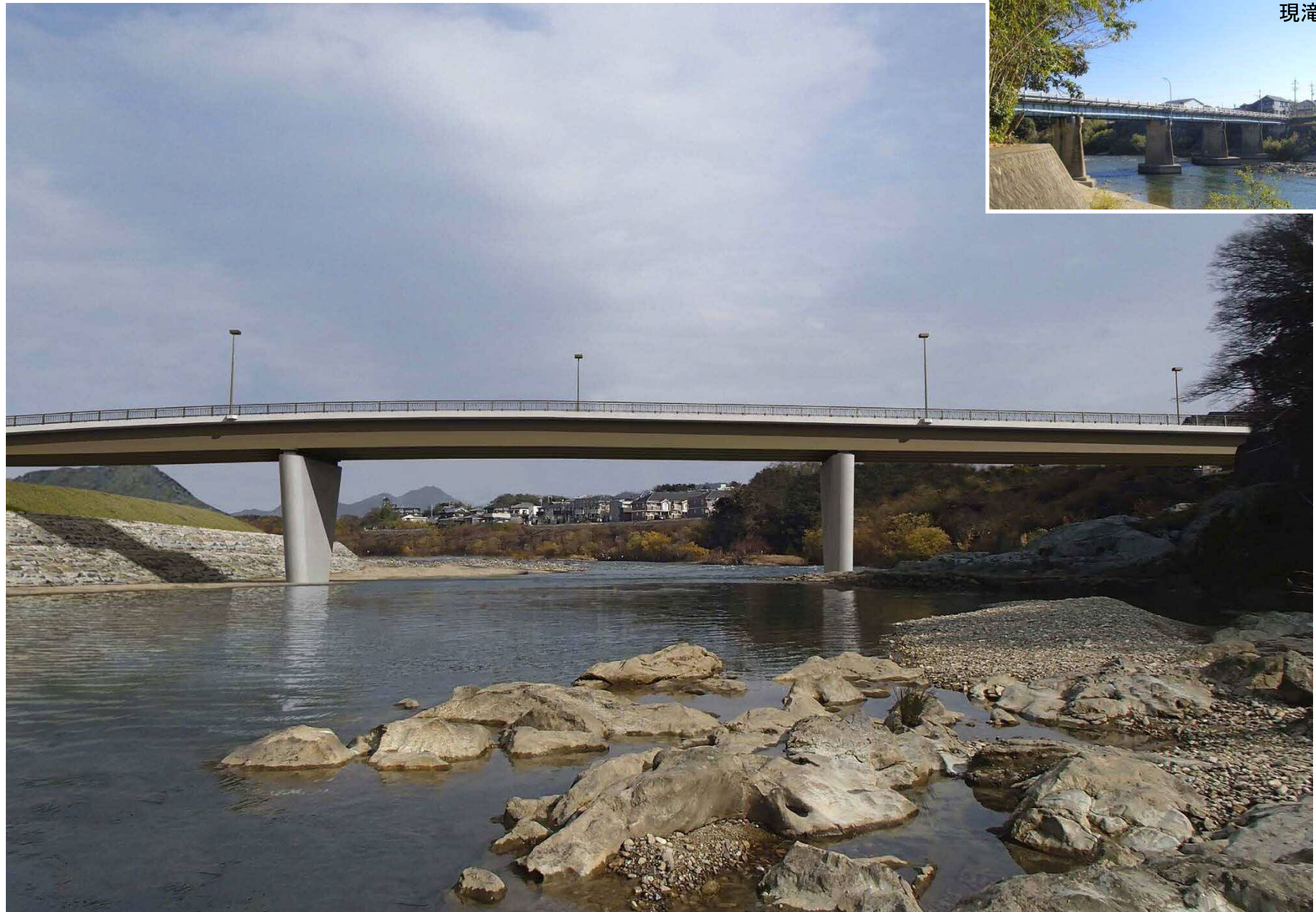


現滝見橋 断面図

新滝見橋 断面図

	現滝見橋	新滝見橋
橋長	109.0m	131.0m
有効幅員	4.5m	12.0m
上部工形式	単純非合成鉄桁橋	鋼3径間連続 非合成鉄桁橋
下部工形式	逆T式橋台 RC橋脚	逆T式橋台 逆台形橋脚
基礎工形式	直接基礎	直接基礎

7. 滝見橋架替の概要（完成イメージ）

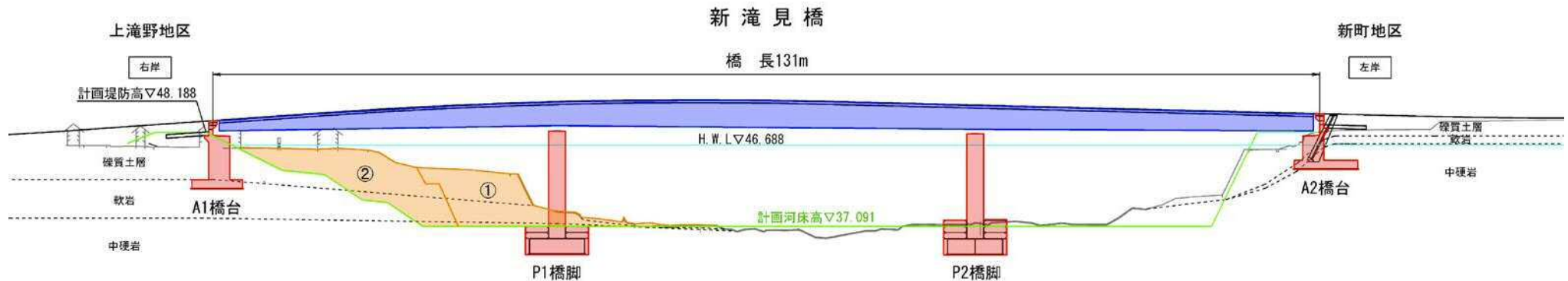


現滝見橋

下流から上流を臨む

7. 滝見橋架替の概要（全体スケジュール）

- 平成28年11月より工事着手し、平成31年10月の完成を目指します。
- 現滝見橋は、平成33年3月までに撤去を行います。



		H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
河床掘削		①				②
新滝見橋架設	P1橋脚	今回工事				
	A1橋台					
	A2橋台					
	P2橋脚					
	上部工			製作	架設	
現滝見橋撤去	上部工				右岸側	左岸側
	下部工				右岸側	左岸側